



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次(*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*70 和歌山県私立学校審議会定数規則の一部を改正する規則 (総務学事課)

○ 告示

855 クリーニング師の研修の指定 (生活衛生課)

856 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (")

857 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)

858 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

859 県営土地改良事業の完了 (農村計画課)

860 " (")

861 " (")

862 大井堰土地改良区の役員の就任 (")

863 保安林の指定の解除予定 (森林整備課)

864 特定第3号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課)

865 和歌山県漁業調整規則による聴聞 (資源管理課)

866 道路の区域変更 (道路保全課)

867 道路の区域変更 (")

868 新道路の供用開始等 (")

○ 公告

県有財産売却公告 (管財課)

平成19年度県立高等看護学院の学生募集 (医務課)

平成19年度県立なぎ看護学校の学生募集 (")

規 則

和歌山県規則第70号

和歌山県私立学校審議会定数規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県私立学校審議会定数規則の一部を改正する規則

和歌山県私立学校審議会定数規則(昭和25年和歌山県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」及び「(以下「委員会」という。)」を削り、「12人」を「10人」に改め、同条の条名を削る。

第2条を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成18年7月10日から施行する。

告 示

和歌山県告示第855号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項の規定により、クリーニング師の研修(第1型研修等)を次のとおり指定した。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 主催者の名称及び住所

名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成18年10月15日(日)	有田市文化福祉センター (有田市箕島27番地)
平成18年11月12日(日)	御坊商工会議所 (御坊市蘭350番地28)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第856号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3の規定により、クリーニング所の業務従事者講習(第2型研修等)を次のとおり指定した。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 主催者の名称及び住所

名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター
住所 東京都港区新橋6丁目8番2号

2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日

受付期間 平成18年8月14日から

平成18年9月8日まで

レポート提出締切年月日 平成18年11月10日

3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第857号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有市柔 22-18	脇坂鍼灸整骨院	有田市宮崎町567	平成 18.5.1

和歌山県告示第858号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項(法附則第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法附則第5条第4項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーヒラマツ園部店
和歌山市園部858番地の1
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
昌栄興産株式会社
和歌山市吉原290番地
- 変更しようとする事項
(1)大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)開店時刻9時、閉店時刻20時30分
(変更後)開店時刻9時、閉店時刻0時
(2)来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前)8時30分から21時まで
(変更後)8時30分から0時30分まで
- 変更年月日
平成18年7月1日
- 変更した理由
消費者ニーズに応えるため
- 届出年月日
平成18年6月14日
- 届出の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小

松原通一丁目1番地)

和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)

- 届出の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成18年6月27日から平成18年10月27日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第859号

県営かんがい排水事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 事業名 県営かんがい排水事業(野島地区)
- 確定年月日 平成13年4月26日
- 工事を完了した時期 平成17年3月31日

和歌山県告示第860号

県営ため池等整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 事業名 県営ため池等整備事業(志賀大池地区)
- 確定年月日 平成18年3月30日
- 工事を完了した時期 平成18年3月31日

和歌山県告示第861号

県営ため池等整備事業につきその工事が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 事業名 県営ため池等整備事業(久恵田池地区)
- 確定年月日 平成16年3月9日
- 工事を完了した時期 平成18年5月22日

和歌山県告示第862号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大井堰土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

就任した役員

職名 氏 名 住 所
理事 柳原徳男 西牟婁郡白浜町中364番地

和歌山県告示第863号

農林水産大臣から次のように保安林の指定の解除をする
 予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律
 第249号)第30条の規定により、告示する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 解除予定保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字小串684の1、字坂本689(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 解除の理由 急傾斜地崩壊防止施設用地とするため
 (「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第864号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項の
 規定により、共済契約締結の申込み又は規約の設定につ
 いて特定第2号漁業者の同意成立の届出があり、審査したと
 ころ適正であると認められるので、同法第108条第5項にお
 いて準用する同法第105条の2第4項の規定により、次のと
 おり告示する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

加入区	区域	区分
3号芳養加入区	田辺漁業協同組合の江川、戎、目良地区を除く区域	船びき網漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業)及び小型かつおまぐろ漁業(昭和61年和歌山県告示第280号において設定された法第104条第3号に掲げる漁業のうち田辺漁業協同組合の江川、戎、目良地区を除く区域に係る船びき網漁業(総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業)及び小型かつおまぐろ漁業)

和歌山県告示第865号

和歌山県漁業調整規則(平成17年和歌山県規則第67号)
 第47条第1項の規定に基づく行政処分について、同条第3項
 及び第4項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 日時 平成18年7月11日(火)午前10時から
- 場所 和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
 水産会館 地階 中会議室
- 被聴聞者
 - 氏名 魚田芳弘
 - 住所 海南市下津町大崎951
 - 漁業許可 小型機船底びき網漁業

(4) 許可番号 ワカ小型第361号

(5) 許可船舶 漁船蛭子丸(WK2-2720)

和歌山県告示第866号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基
 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 御坊美山線

区間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考
日高郡日高川町大字船津字沢田626番1地先から同町大字船津字間野40番1地先まで	旧	8.30 } 16.20	800.00	
同上	新	15.00 } 22.50	800.00	

和歌山県告示第867号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基
 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課
 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

- 道路の種類 主要県道
- 路線名 御坊中津線

区間	新旧の別	敷地の員幅 メートル	延長 メートル	備考 メートル
御坊市塩屋町北塩屋字北湊685番1地先から同市岩内字貝生213番1地先まで	旧	4.00 } 15.40	1,530.00	無名橋 L=2.20 琴野橋 L=10.00 一号橋 L=31.60
御坊市塩屋町北塩屋字北湊711番1地先から同市岩内字貝生213番1地先まで	旧	15.00 } 39.60	1,560.00	河南跨道橋 L=14.04 新琴野橋 L=31.50
御坊市塩屋町北塩屋字北湊703番4地先から同市岩内字貝生213番1地先まで	新	15.00 } 39.10	1,560.00	河南跨道橋 L=14.04 新琴野橋 L=31.50

和歌山県告示第868号

平成18年和歌山県告示第867号(道路の区域変更)で告示した道路は、平成18年6月27日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

公 告

県有財産売払公告

県有財産(土地、建物)の売払について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

1 一般競争入札により売り払う物件

以下の7件の土地を個別に入札に付し、各々売り払う。

物件番号	所 在	地 番	地 目	地積 (㎡)	予定価格 (円)
1	東牟婁郡古座川町高池字宮之上ミ 東牟婁郡古座川町高池字宮之上ミ ※2筆を併せて1件とする。	413番1 413番6	宅地 雑種地	440.48 13.00	6,130,000
2	新宮市神倉一丁目 (建物付)鉄筋コンクリート2階建 建築面積94.47㎡ 延面積126.54㎡	1795番1	宅地	183.78	9,400,000
3	新宮市神倉二丁目 (建物付)鉄筋コンクリート2階建 建築面積68.83㎡ 延面積90.98㎡	1337番1	宅地	280.31	16,400,000
4	橋本市高野口町名古首字上ノ段	776番2	宅地	151.40	5,670,000
5	和歌山市北新桶屋町	26番	宅地	88.02	4,440,000
6	和歌山市打越町	43番	宅地	1,433.19	87,850,000
7	和歌山市松ヶ丘二丁目 和歌山市松ヶ丘二丁目 ※2筆を併せて1件とする。	52番1 52番17	宅地 宅地	899.97 411.54	80,500,000

※予定価格とは、あらかじめ和歌山県が定めた最低売払価格をいう。

- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 3によりあらかじめ、一般競争入札への参加の申込みをした者であること。
- 3 一般競争入札の参加申込みに関する事項
- 一般競争入札に参加しようとする者は、平成18年7月14日(金)までに所定の申込書により和歌山県総務部総務管理局管財課に一般競争入札への参加を申し込まなければならない。(郵送の場合は、郵便書留によることとし、平成18年7月13日(木)まで必着とする。)

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
- 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県総務部総務管理局管財課
- (2) 期間
- 平成18年7月3日(月)から平成18年7月14日(金)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 5 入札説明書を交付する場所及び期間
- 4の(1)及び(2)に同じ。
- 6 現地説明を行う場所及び日時
- (1) 1に示した物件番号に応じ、その所在する現地において、各々次の日時に現地説明を行う。

物件番号	現地説明を行う日時		備考(説明現場)
1	平成18年7月19日(水)	午後2時00分	古座川町高池
2	平成18年7月19日(水)	午前10時00分	新宮市神倉一丁目
3	平成18年7月19日(水)	午前11時00分	新宮市神倉二丁目
4	平成18年7月18日(火)	午前11時00分	橋本市高野口町名古首
5	平成18年7月20日(木)	午前10時00分	和歌山市北新桶屋町

6	平成18年7月20日(木)	午前11時00分	和歌山市打越町
7	平成18年7月20日(木)	午後2時00分	和歌山市松ヶ丘二丁目

(2) (1)に掲げる物件番号2及び3については、平成18年7月5日(水)及び平成18年7月11日(火)の午前10時から12時までの間は、随時敷地内及び建物内を見学することができる。ただし、説明等は行わない。
見学を希望する者は、和歌山県総務部総務管理局管財

課まで連絡すること。

連絡先 電話番号 073-441-2216

7 一般競争入札等の場所及び日時

1に示した物件番号に応じ、各々次の日時及び場所において一般競争入札及び開札を行う。

物件番号	入札及び開札の日時		入札及び開札の場所
1	平成18年7月25日(火)	午前11時00分	新宮市緑ヶ丘二丁目4-8 東牟婁振興局 3階大会議室
2	平成18年7月25日(火)	午後1時00分	
3	平成18年7月25日(火)	午後2時00分	
4	平成18年7月27日(木)	午前10時00分	和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県民文化会館407号室
5	平成18年7月27日(木)	午前11時00分	
6	平成18年7月27日(木)	午後1時00分	
7	平成18年7月27日(木)	午後2時00分	

8 入札の方法

- (1) 入札書には、希望する買受金額を記入すること。
- (2) 郵便による入札書の提出は、認めない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者が希望する買受金額の100分の5以上の額の入札保証金を入札場所において納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付する。
- (3) (2)の規定にかかわらず、落札者の納付した入札保証金は、本人の申出により、契約保証金に充当することができる。
- (4) (1)の場合において、入札に参加しようとする者は、金融機関が振り出した保証小切手(和歌山県内の手形交換所加盟の金融機関が振り出し、振出日より5日以内のもので、受取人は持参人払いとしたもの)を担保に提供して入札保証金の納付に代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、当該小切手金額とする。

10 契約及び契約保証金に関する事項

落札者は、平成18年8月31日(木)までに契約を締結し、同時に契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

11 売払代金の納入

契約を締結した者は、当該契約締結の日から2週間以内に県が交付する納入通知書により、当該契約に係る売払代金を県の収納機関に納付しなければならない。

12 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

13 落札者の決定の方法

- (1) 和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)第102条の規定に基づき定めた予定価格以上の額で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部総務管理局管財課
郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2216
- (2) 契約書作成の要否
要

公 告

平成19年度和歌山県立高等看護学院看護学科一部、看護学科二部及び助産学科の学生を次のとおり募集する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

募集学科

1 看護学科一部推薦(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

25名程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、和歌山県内の高等学校長が推薦する者とする。

ア 平成19年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立高等看護学院看護学科一部を専願するもの

イ 看護職としての適正があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が特に優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成18年11月1日(水)から平成18年11月2日(木)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する高等学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)

で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先、郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。

イ 高等学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

(ア) 調査書 文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、厳封したもの。

(イ) 推薦書 県立高等看護学院所定の用紙を用い、高等学校長が作成したもの。

(6) 試験科目

小論文、面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成18年11月24日(金)午前10時から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成18年11月30日(木)

高等学校長に通知するとともに、合格者には本人あてに合格通知書を送付する。

2 助産学科推薦

(1) 募集人員

5名程度

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、かつ在学中の学校長が推薦する者とする(女子に限る)。

ア 平成19年3月和歌山県内の文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業見込みの者で、和歌山県立高等看護学院助産学科を専願するもの

イ 学習成績及び生活態度が良好で、助産師志望の強い者

ウ 卒業後、和歌山県内で助産師業務に従事することができる者

(4) 入学願書受付期間

平成18年8月8日(火)から平成18年8月9日(水)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 出願手続

ア 推薦入学志願者は、次の書類を在学する学校長に提出すること。

(ア) 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

(イ) 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

(ウ) 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先、郵便番号を明記の上、返信用郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

(エ) 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。

イ 学校長は、上記アの書類の記載事項に誤りのないことを確かめ、次の書類を添えて封筒の表に「助産学科」と朱書の上、出願書類を一括し和歌山県立高等看護学院に郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

- (ア) 成績証明書 学校長が作成し、厳封したもの。
- (イ) 推薦書 県立高等看護学院所定の用紙を用い、学校長が作成したもの。
- (ウ) 卒業見込証明書

(6) 試験科目

小論文、面接

(7) 試験日時及び試験会場

試験日時 平成18年8月24日(木)午前10時20分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表

平成18年8月29日(火)

在学する学校長に通知するとともに、合格者には本人あてに合格通知書を送付する。

3 看護学科一部(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

50名(推薦入学の募集人員25名程度を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成19年3月高等学校卒業見込みの者

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成18年12月1日(金)から平成18年12月8日(金)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科一部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送(書留郵便)により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書(和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。)

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型(縦70mm×横50mm)で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒(長形3号)1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円(書留料を含む。)をはること。

エ 卒業証明書

高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証明書又は合格証書(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者)

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあてては、それを証明する書類

オ 調査書

文部科学省所定の様式により出身高等学校長の作成した厳封のもの

カ 入学考査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙(消印しないこと。)をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替(指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。)により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 数学I、国語総合(古文及び漢文を除く。)、英語I、生物I

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成19年1月25日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成19年2月9日(金)午前9時30分から試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成19年2月2日(金)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成19年2月16日(金)午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

4 看護学科二部(昼間定時制、看護師2年課程)

(1) 募集人員

45名

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業し、准看護師の免許を取得した者又は平成19年3月31日までに取得見込みの者

イ 高等学校を平成19年3月卒業見込みの者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成19年3月31日までに取得見込みのもの

ウ 学校教育法第56条第1項に該当する者で、准看護師の免許を取得したもの又は平成19年3月31日までに取得見込みのもの

エ 中学校を卒業した者で、准看護師免許を取得し平成19年4月1日現在で看護業務に従事した期間が3年以上になる見込みのもの

(4) 入学願書受付期間

平成18年12月1日(金)から平成18年12月8日(金)までに郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「看護学科二部」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）をはること。

エ 卒業証明書又は卒業見込み証明書（高等学校を卒業した者又は卒業見込みの者）

高等学校卒業程度認定試験（旧大学入学資格検定）合格証明書又は合格証書（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第69条第4号に該当する者）

上記以外の学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

オ 調査書

准看護師養成施設の卒業生又は卒業見込みの者は、当該施設長の作成した厳封のもの

高等学校の衛生看護科の卒業生又は卒業見込みの者は、当該学校長の作成した厳封のもの

カ 准看護師免許証の写し

准看護師の免許を有する者は、その写しを提出すること。

キ 就業証明書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

出願資格エに該当する者は、提出すること。

ク 入学考査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

(6) 試験科目

第1次試験（学科） 英語、数学、国語（古文及び漢文を除く。）、専門基礎科目、専門科目

第2次試験（面接） 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時及び試験会場

第1次試験 平成19年1月25日（木）午前9時30分から午後3時まで

第2次試験 平成19年2月9日（金）午前9時30分から

試験会場 和歌山県立高等看護学院

(8) 合格発表及び場所

第1次試験 平成19年2月2日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。

第2次試験 平成19年2月16日（金）午前10時

和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

5 助産学科

(1) 募集人員

15名（推薦入学の募集人員5名程度を含む。）

(2) 修業年限

1年

(3) 出願資格

文部科学大臣若しくは厚生労働大臣の指定を受けた看護師養成施設を卒業した者又はこれらを平成19年3月卒業見込みの者（女子に限る。）

(4) 入学願書受付期間

平成18年12月1日（金）から平成18年12月8日（金）までに郵送（書留郵便）により提出すること（締切日消印有効）。

(5) 提出書類

次の提出書類を一括し、封筒の表に「助産学科」と朱書の上、和歌山県立高等看護学院宛郵送（書留郵便）により提出すること。ただし、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ア 入学願書（和歌山県立高等看護学院所定の用紙を用いること。）

イ 写真1枚

上半身、正面、脱帽、名刺型（縦70mm×横50mm）で願書提出期限前3か月以内に撮影したものを、入学願書所定欄にはること。

ウ 受験票送付用定形封筒（長形3号）1枚

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、郵便切手500円（書留料を含む。）をはること。

エ 受験資格証明書

看護師養成施設の卒業証明書又は卒業見込み証明書

オ 学業成績証明書

看護師養成施設長が作成した厳封のもの

カ 入学考査手数料 5,000円

入学願書に、5,000円の和歌山県証紙（消印しないこと。）をはること。ただし、県外生等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は、郵便為替（指定受取人及び委任欄は、記入しないこと。）により納付することができる。ただし、郵便為替はちょう付しないこと。

- (6) 試験科目
 第1次試験(学科) 基礎看護学、母性看護学、小児看護学
 第2次試験(小論文、面接) 第1次試験合格者のみ
- (7) 試験日時及び試験会場
 第1次試験 平成19年1月29日(月)午前9時30分から午後0時10分まで
 第2次試験 平成19年2月9日(金)午前9時30分から
 試験会場 和歌山県立高等看護学院
- (8) 合格発表及び場所
 第1次試験 平成19年2月2日(金)午前10時
 和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて第1次試験合格通知書を送付する。
 第2次試験 平成19年2月16日(金)午前10時
 和歌山県立高等看護学院玄関前に掲示するとともに、合格者には本人あて合格通知書を送付する。

願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立高等看護学院

〒649-6604 和歌山県紀の川市西野山505-1

電話番号(0736)75-6280

その他

願書等を郵送で請求する時は、返信用切手200円をはりつけたあて先明記の定型外封筒(角2号33×24cm)を同封すること。

公 告

平成19年度和歌山県立なぎ看護学校看護学科の学生を次のとおり募集する。

平成18年6月27日

和歌山県知事 木村良樹

募集学科

1 看護学科推薦(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

20人程度

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格及び推薦要件

推薦入学に出願できる者は、次のいずれにも該当し、高等学校長が推薦するものとする。

ア 平成19年3月高等学校卒業見込みの者で、和歌山県立なぎ看護学校を専願する者

イ 看護職として適性があると認められる者

ウ 学習成績及び生活態度が良好で、その評定が優れている者

(4) 入学願書受付期間

平成18年11月6日(月)から平成18年11月8日(水)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日

消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をはりつけること。

イ 調査書

文部科学省所定の様式により高等学校長が作成し、
 厳封したもの

ウ 推薦書

和歌山県立なぎ看護学校の用紙を用い、高等学校長が作成したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料を含む。)をはること。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として、5,000円の和歌山県証紙をはること。ただし、和歌山県証紙の購入が困難な場合は、5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。)により納付することもできる。

(6) 試験科目

数学I、小論文及び面接

(7) 試験日時

平成18年11月20日(月)午前9時から午後3時まで

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号(0735)31-8797

2 看護学科(全日制、看護師3年課程)

(1) 募集人員

40人(推薦入学の募集人員を含む。)

(2) 修業年限

3年

(3) 出願資格

ア 高等学校を卒業した者

イ 平成19年3月高等学校卒業見込の者

ウ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第56条第1項に該当する者

(4) 入学願書受付期間

平成18年12月11日(月)から平成18年12月15日(金)までに必ず郵送(書留郵便)により提出すること(締切日消印有効)。

(5) 提出書類

ア 入学願書(和歌山県立なぎ看護学校所定の用紙を用いること。)

願書所定欄に写真をはりつけること。

イ 卒業証明書等

(ア) 高等学校を卒業した者は、その卒業証明書

(イ) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第4号に該当する者にあつては、高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学資格検定)合格証書又は合格証明書

(ウ) 高等専門学校(修業年限5年)を3年で修了した者は、その修了証明書

(エ) 上記以外の者で、学校教育法第56条第1項に該当する者にあつては、それを証明する書類

ウ 調査書

文部科学省指定の様式により在学又は出身の高等学校長が作成し、厳封したもの

エ 受験票送付用定型封筒1枚(長さ23.5cm×幅12cm)

受験者のあて先及び郵便番号を明記の上、返信用郵便切手770円(書留速達料含む。)をはる。

オ 入学考査手数料

入学願書に入学考査手数料として5,000円の和歌山県証紙をはる。ただし、和歌山県外在住の者等で和歌山県証紙の購入が困難な場合は5,000円の郵便為替(指定受取人及び委任欄は記入しないこと。)により納付することもできる。

(6) 試験科目

第1次試験(学科) 英語Ⅰ、数学Ⅰ、国語総合(古文及び漢文を除く。)、生物Ⅰ

第2次試験(面接) 第1次試験合格者のみ

(7) 試験日時

第1次試験 平成19年1月25日(木)午前9時30分から午後2時50分まで

第2次試験 平成19年2月13日(火)午後1時30分から

(8) 試験会場

和歌山県立なぎ看護学校

(9) 願書郵送先及びその他の問い合わせ先

和歌山県立なぎ看護学校

〒647-0072 和歌山県新宮市蜂伏20番39号

電話番号(0735)31-8797